

事業者の皆さまへのお願い

このたび、北海道を対象とする「緊急事態措置」の適用が決定されました。対象事業者の皆さまには、大変なご負担をおかけいたしますが、感染拡大防止のため、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

「緊急事態措置」の適用に伴う飲食店等への協力支援金について

※下記の対象施設が、原則、対象期間の全てにおいて、要請内容にご協力いただいた場合に支援金を支給いたします。なお、以下の内容は、今後の感染状況等を踏まえた北海道知事の決定により、変更となる可能性があります。変更が生じた際には、随時お知らせいたします。

■対象施設 **札幌市内全域の飲食店、カラオケ店、結婚式場**

※飲食店営業許可証の有無等の詳細は、ホームページで公開するほか、専用ダイヤルにて承ります。

■対象期間 **8月27日(金)から9月12日(日)まで**

※遅くとも、8月30日(月)から協力いただくことが必要です。

■要請内容（主な支給要件） ※特措法第45条第2項等に基づく要請

・下記のとおり応じること

- ・酒類又はカラオケ設備を提供（利用者による持ち込みを含む）する飲食店等
 - 休業とすること（従来から20時を超えて営業している場合は、営業時間を5時から20時までとし、酒類及びカラオケ設備の提供を行わないことでも可）
 - ・上記店舗等以外の飲食店等（宅配・テイクアウトを除く）
 - 営業時間は5時から20時までとすること
 - ・全ての飲食店等
 - 次の感染防止対策を実施するほか、業種別ガイドラインを遵守すること
- 従業員への検査推奨
 - 入場者の整理・誘導
 - 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - 手指消毒設備の設置
 - 事業を行う場所の消毒
 - マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
 - 正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場も含む）
 - 施設の換気を行う
 - アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
 - 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)及び北海道コロナ通知システムの活用の呼びかけ
 - 同一グループの入店は、原則4人以内
 - 滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする
 - 店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食の実践) など

支援金の主な対象について

従来の営業時間	従来の酒類提供の有無※	協力状況と支援金の有無	
従来20時を超える	あり	・休業	支援金：対象
		・時短営業と酒類提供※自粛	支援金：対象
	なし	・時短営業	支援金：対象
従来20時まで	あり	・休業	支援金：対象
		・酒類提供※自粛	支援金：対象外
	なし	(要請対象外)	支援金：対象外

※カラオケ設備の提供を含む

支援金の申請について

■受付期間

申請の受付は、要請期間終了後から開始する予定です。

■支援金額

企業規模	支援金額（1店舗1日あたり）
中小企業	4万円から10万円（売上高の4割をもとに計算）
大企業	最大20万円（売上高の減少額の4割をもとに計算）

■申請方法

郵送にて受付予定。詳細は後日、ホームページに掲載するほか、市役所本庁舎1階パンフレットコーナーや各区役所に資料を配布予定です。

【業種別ガイドライン】

内閣官房のページ <https://corona.go.jp/prevention/>



○協力支援金に関するお問い合わせ

■専用ダイヤル

電話番号 **011-330-8396**

受付時間 **8:45から17:15まで**

(9月26日までは土日祝日も対応。9月27日以降は平日のみ)

■ホームページ

【緊急事態措置(8月27日～9月12日)】飲食店等への要請に係る支援金について
https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/taisakusienkin_0827kinkyu.html

